

■刈羽村 原子力防災の取り組みについて

(1)原子力災害時における区域区分

村内全域(人口約 4,900 人) → 即時避難区域(PAZ)

(2)刈羽村避難計画

県、国、県内他市町村及び関係機関と協力し、村外への広域避難が必要になる場合に備え、村民等が円滑に避難することができる体制を整備する。

●新潟県が避難の行動指針(案)(Ver.1)を策定
 避難先候補地が選定される 方面① 新潟・村上方面 / 村上市
 方面② 糸魚川・妙高方面 / 糸魚川市
 方面③ 近隣県
 ※後行の避難に影響を与えないようにするため、避難準備区域(UPZ)の避難先より遠方避難とする。

★県調整のもと、受入先、避難経路・・・等を選定・決定し、避難の具体的な形として、計画を策定していく予定。

(3)刈羽村職員登庁基準

①非常配備基準(地震)

配備	配備基準	登庁基準
注意配備	震度3	防災担当職員
警戒配備	震度4	本部員 総務課職員・災害対処関係職員
第1次配備(本部設置)	震度5弱以上	課長補佐以上の職員 課長があらかじめ指定した職員
第2次配備(本部設置)	震度6弱以上	全職員

②原子力災害対策本部設置基準

態勢	設置基準	警戒事態区分
第1次配備 (原子力災害警戒本部)	1 発電所周辺の空間放射線量率が1マイク ロシーベルト/時を超えた場合 2 安全協定に基づく警戒事象が認められ たとき 3 震度6弱以上 4 大津波警報発令 5 その他必要と認めたとき	警戒事態 (EAL1)
第2次配備 (原子力災害対策本部)	1 原災法第10条通報 2 発電所周辺の空間放射線量率が5マイク ロシーベルト/時を超えた場合 3 原災法第15条緊急事態宣言発令に達 したとき 4 その他必要と認めたとき	施設敷地緊急 事態(EAL2) 全面緊急事態 (EAL3)

(4) 通報連絡手段(発電所との連絡)

柏崎市と同様

(5) 村民等への的確な情報伝達活動

- 防災行政無線屋外機 (村内16箇所)H26.2 末現在
- 戸別受信機 (1703戸)H26.2 末現在
- CATV
- IP 告知端末 (1811戸)H26.2 末現在
- ホームページ、防災メール、緊急速報メール
- 広報車 など

(6) 自主防災組織、消防団等による避難支援

- 自主防災組織(20団体)

村内集落ごとに、区長が自治防犯会長となり自主防災組織

- 刈羽村消防団(H26.3 現在)

6分団15部 消防ポンプ車1台、小型動力積載車15台を配備

団員数215名(定員220名)

※中越沖地震時、災害発生直後の携帯電話等の通信手段が不通の時、消防団無線を利用して災害対策本部から地域への指示伝達が行えた。

以上